



平成28年8月30日
自動車局旅客課
観光庁観光産業課

旅行業協会とバス協会による「安全運行パートナーシップ宣言」の発出について

「安全運行パートナーシップ宣言」の主なポイント

- ① 旅行業者は、貸切バス事業者や国土交通省が公表した安全情報（貸切バス事業者名、貸切バス事業者安全評価認定制度の認定の有無等）を企画募集のパンフレット等に掲載
- ② 貸切バス事業者は、運送申込書／運行引受書に運賃・料金の上限・下限額を記載
- ③ 旅行業者は貸切バス事業者に対し、貸切バス事業者から収受した手数料等を記載した書面を提出（書面による基本契約がある場合を除く。）
- ④ 貸切バス事業者から旅行業者に支払う手数料等については、名目の如何によらず、実質的に運賃・料金の下限割れとならないようにし、個別事案について可否を判断できる第三者委員会を設置

本年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を受けて、国土交通省は軽井沢スキーバス事故対策検討委員会を設置し、6月3日に同委員会において総合的な対策がとりまとめられました。その中で、（一社）日本旅行業協会、（一社）全国旅行業協会、（公社）日本バス協会の3者による措置として、『利用者への情報提供、適正な運賃・料金の収受に関する内容を「安全運行パートナーシップガイドライン」に追記するとともに、名称を「安全運行パートナーシップ宣言」に変更する。』とされたところです。

本件について、本日付けで上記3者による「安全運行パートナーシップ宣言」が発出されました。

（一社）日本旅行業協会

http://www.jata-net.or.jp/membership/guide/riskmng/201608_kshkrbsnznprtnr.html

（一社）全国旅行業協会 <http://www.anta.or.jp/entry/news/detail/2857.html>

（公社）日本バス協会 <http://www.bus.or.jp/news/partner.pdf>

【問い合わせ先】

国土交通省自動車局旅客課 黒岩 鈴木 吉見

TEL: 03-5253-8111 (内線 41-224,41-252)

TEL(直通): 03-5253-8568

Fax: 03-5253-1636

観光庁観光産業課 宮下 岸本

TEL: 03-5253-8111 (内線 27-322,27-326)

TEL(直通): 03-5253-8330

Fax: 03-5253-1585